

「市町村子ども・子育て支援事業計画」
の作成に向けたニーズ調査について

平成25年10月8日

[三沢市家庭福祉課]

1 制度上の位置付け

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込」と「確保の内容」・「実施期間」を記載
- 「量の見込」は、「現在の利用状況」 + 「今後の利用状況」を踏まえて設定

「今後の利用状況」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要
- 昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、
 - ・ 子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成
 - ・ 子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事業を勘案して作成するように努めるものとすることを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記



子ども・子育て支援制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い

2 利用希望などの把握に係る考え方について

(1) 利用希望の把握の主体

- 新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定
 - * 利用希望の把握の実施時期、実施方法など
- 国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施
 - ① 各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法の ひな形 を提示
 - * 各市町村は、上記の ひな形 を踏まえて具体的な内容を決定
 - ② 各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定

(2) 利用希望の把握方法

- ① 対象年齢
 - ・国は、新制度の利用希望の把握については、就学前の子ども（0～5歳）を主たる対象とし、子育て支援のうち、放課後児童クラブの利用希望の把握の対象は、市町村の判断によるとしている。
- ② 把握方法
 - ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査
 - ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定
- ③ 把握する具体的な項目
 - イ) 利用希望を把握する事業の区分
 - ・「幼児期の学校教育」・「保育」
 - ⇒ 定期的な利用が主となる場合 [例：月～金又は土の利用で1日●時間 / 月・水・金の利用で月▲時間 など]
 - ・「地域の子育て支援」
 - ⇒ その都度の利用が主となる場合 [例：地域子育て支援拠点事業を週■日程度利用 など]

★ 「幼児期の学校教育」に含まれる事業

幼稚園、認定こども園（標準時間） 【幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区分して把握】

★ 「保育」に含まれる事業

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設その他の認可外保育施設 など

★ 「地域の子育て支援」に含まれる事業

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

ロ) 区分に応じた「量の見込み」の把握

「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」の把握 ⇒

*1歳まで育児休業を取得した場合の利用開始の希望

- ・現在の利用状況のまま
- ・現在利用している事業について利用頻度を変更したい
- ・現在利用していないが今後は利用したい

ハ) 「保育」は就労状況によって利用の可否が変わる

今後の就労希望を調査 ⇒ 就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して詳細を把握する

④ 検討に際して考慮すべき点

● 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について

課題1 保育、放課後児童クラブ、その他の事業（一時預かり、病児・病後児保育等）で実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向がみられること

改正点・「働きたい」と希望しても実際に就労に結びつかないケースがある ⇒ 就労希望の時期や形態を詳細に聞く

・一定の利用料が発生することの記載がない

⇒ 明記して聞く

・類似の機能を有する事業について、事業ごとに利用希望を聞いていた ⇒ 希望をまとめて把握し各事業に振分る

課題2 見込み量が十分ではなかったことにより

⇒ 子育て家庭の孤立化が進んでいる／地域での子育て支援の認知度や質が十分でなかったため、利用希望が出にくい

● 調査項目について 量の見込みの推計上必要な項目については、国から提示される（必須項目＝全国共通）

↓ 市としての対応の検討が必要

「独自項目を増やしてきめ細やかな調査をする」 又は 「項目を絞ってわかりやすい調査をする」

3 三沢市のニーズ調査について

(1) ニーズ調査の概要

実施時期	平成25年10月後半から11月前半の約3週間
対象者及び対象数	① 就学前児童 : 1,500人 ② 小学生 : 1,000人(1~3年生まで)
抽出方法	市内在住の上記対象者を無作為抽出
調査方法	郵送調査

(2) ニーズ調査の項目

① 就学前児童の保護者用 (資料2)

- ・ 居住地 (問1) = 必須
- ・ 家族の状況 (問2~問6) = 必須
- ・ 子どもの育ちをめぐる環境 (問7~問11) = 任意
- ・ 保護者の就労状況 (問12~問14) = 必須
- ・ 平日の教育・保育事業の利用状況 (問15-1/15-1~2/16) = 必須 (問15-3~15-5/16-2) = 任意
- ・ 子育て支援事業の利用状況 (問17/問18) = 必須 (問19) = 任意
- ・ 土曜・休日や長期休暇の「定期的」な教育・保育事業の利用希望 (問20/問21) = 必須 (問20-1/問21-1) = 任意
- ・ 平日の教育・保育事業を利用する子どもの病気の際の対応 (問22/問22-1~22-2) = 必須 (問22-3~6) = 任意
- ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 (問23/問24/問25) = 必須 (問23-1/問24-1/問25-1) = 任意
- ・ 小学校入学後の放課後の過ごし方 (問26~問27) = 必須 (問28~問29) = 任意
- ・ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度 (問30~問31) = 任意
- ・ 子育て環境全般 (問32~問39) = 任意
- ・ 自由意見

② 小学生の保護者用 (資料3)

*小学生を対象にした調査項目は、全てが市が独自(任意)で決めることとされている。

- ・ 居住地域 (問1)
- ・ 家族の状況 (問2～問6)
- ・ 保護者の就労状況 (問7～問8)
- ・ 児童館・児童センターの利用 (問9～問10)
- ・ 宿泊を伴う一時預かり等の利用 (問11～問11-2)
- ・ 病児・病後児保育の利用 (問12～問12-2)
- ・ 家庭での子育てや就労との両立支援について (問13～問16)
- ・ 子育て環境全般 (問17～問21)
- ・ 自由意見

(3) 当市の特徴

- ① 幼児教育・保育・子育て支援事業のニーズを的確に把握する。

地区割りを小学校の学区として、地区ごとの保育ニーズを的確に把握できるような調査を実施する。

- ② 放課後児童クラブのニーズを把握するため、小学生にも調査を実施する。

当市においても、共働き等の家庭が増加しており、また、新制度においては放課後児童クラブの対象が小学校6年生まで拡大されるため、その需要量を的確に捉えるための調査を実施する。